

大村市農業資材等価格高騰対策事業補助金交付要領

1 趣旨

長期に及ぶ原油等物価高騰により、農業経営の継続が厳しい状況にある。このことから、農産物の生産販売における動力光熱費及び廃プラスチック類処理費の価格高騰分の一部に対する支援として、農業資材等価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

2 補助金の交付対象者の要件

次の要件に該当すること。

- （１）大村市内の経営耕地面積が 30a 以上又は年間の農産物販売金額が 50 万円以上である大村市内の販売農家
- （２）市税を滞納していない者。なお、地方税法附則第 59 条第 1 項の規定により徴収の猶予を申請し、許可の通知があった者については、この限りではない。
- （３）大村市暴力団排除条例（平成 24 年大村市条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないもの。

3 補助金の交付対象の要件及び交付額

交付対象の経営耕地面積は、令和 7 年 1 月 21 日現在、市内にある農地で露地栽培（露地野菜、果樹）、施設園芸（施設野菜、花き）を行うものを交付対象とする。

交付額：露地栽培 10,000 円／10a

施設園芸 30,000 円／10a

4 交付年度

令和 6 年度事業として交付する。

5 申請手続等

申請には次の書類を提出する。また、大村市補助金等交付規則（昭和 42 年大村市規則第 20 号。以下「規則」という。）及び大村市補助金等交付規則の施行について（通達）の規定に準ずる。規則第 24 条の規定により、第 8 条、第 13 条、第 15 条及び第 16 条の手続を省略するものとする。

（１）事前調査（耕作地面積調査）

- ・誓約書兼同意書

（２）補助金申請

- ・大村市農業資材等価格高騰対策事業補助金申請書
- ・耕作地面積調査票

6 帳簿等の整備保管等

補助金の交付申請者等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。